

地方公務員法違反被疑事件

被疑者

通告書

2025年7月24日

警察本部 本部長 殿

警察本部 刑事部捜査第二課 課長 殿

警察本部 担当刑事 殿

弁護士 高 瀬 雅

当職は、被疑者氏の弁護士として、以下のとおり通告します。

氏は、頭書被疑事件について、自らの意思で、今後一切、警察官の取調べを受けることを拒否します。これは憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは黙秘権侵害にほかならず、違憲かつ違法な措置です。

氏を取調べに呼び出さないでください。氏の取調べをしないでください。

以上

地方検察庁 担当検事 殿

警察本部 担当刑事 殿

通 告 書

私は、今回の地方公務員法違反被疑事件
においても、黙秘権を行使しますので、取調べ
をしないでください。

2025年7月23日

以上

地方公務員法違反被疑事件

被疑者 [REDACTED]

通告書

2025年7月24日

[REDACTED] 警察署長 殿

[REDACTED] 警察署留置管理課長 殿

弁護士 高 瀬 雅 [REDACTED]

当職は、被疑者 [REDACTED] 氏の弁護士として、以下のとおり通告します。

[REDACTED] 氏は、頭書被疑事件について、今後一切の取調べを受けることを拒否します。これは憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは黙秘権侵害にほかならず、違憲かつ違法な措置です。

取調べのために [REDACTED] 氏を房から出さないでください。房から出るように [REDACTED] 氏を説得しないでください。

[REDACTED] 氏が房から出ないことを理由に、[REDACTED] 氏に不利益な処遇をしないでください。

なお、昨日7月23日、留置管理課課長が、検察庁での弁解録取と裁判所での勾留質問のための出房を拒否する意思を明確に述べた [REDACTED] 氏に対し、「明後日は予定に入ってるから、これは行かなあかんもの。何が何でも強制的にでも行ってもらおう」などと申し向けたと聞きました。今後、強制的な手段で [REDACTED] 氏を出房させるようなことがあれば、国家賠償請求訴訟の提起も辞さない所存ですの

で、その旨申し添えます。

以上

地方検察庁 担当検事 殿

警察本部 担当刑事 殿

通 告 書

私は、今回の地方公務員法違反被疑事件
においても、黙秘権を行使しますので、取調べ
をしないでください。

2025年7月23日

以上

地方公務員法違反被疑事件

被疑者

通告書

2025年7月24日

地方検察庁 検察官 検事 殿

弁護人 高 瀬 雅

当職は、被疑者氏の弁護人として、以下のとおり通告します。

氏は、頭書被疑事件について、今後一切、検察官の取調べを受けることを拒否します。これは憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは黙秘権侵害にほかならず、違憲違法な措置です。

氏を取調べのために地方検察庁に呼び出さないでください。警察署に赴いて、氏の取調べをしないでください。

以上

地方検察庁 担当検事 殿

警察本部 担当刑事 殿

通 告 書

私は、今回の地方公務員法違反被疑事件
においても、黙秘権を行使しますので、取調べ
をしないでください。

2025年7月23日

以上